

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長
鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。
目次中「第46条」を「第46条の2」に改める。

第2条第4号ウ中「所得税法第2条第1項第34号の3に規定する特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族」を「16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族」に改める。

第7条第3項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改める。

第8条第1項中「前条各項」を「前条第1項及び第3項から第8項まで」に改め、同条第2項中「前条第1項第3号エ」を「前条第2項第4号」に、「同号エ」を「同号」に、「同項各号（同条第3項各号）」を「同条第1項各号（同条第4項各号）」に改め、同条第4項中「第20条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第2章中第46条の次に次の1条を加える。

（用途廃止に伴う移転料の支払）

第46条の2 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途廃止に伴い当該市営住宅の入居者が住居を移転した場合（第42条第1項に規定する場合を除く。）において必要があると認めるときは、その者に対して、通常必要な移転料を支払うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している福島復興再生特別措置法が改正されたこと等に伴い所要の改正をする必要があること等による。